

ハラスメント防止研修報告

「議会活動におけるハラスメントへの対応」

講師：札幌学院大学非常勤講師 吉田 博

議員名 伊藤 幸喜

研修を受講して気づいたこと

湯川村議会ハラスメント防止条例の制定に向け役場職員から行ったアンケート結果から分かるように多くの職員が、議員側からハラスメントを受けている事が浮き彫りになりました。

今回の研修で得たことは、ハラスメントをしている側に自覚が無いと考えさせられました。

例えば、親しさを表すつもりの言動が、本人の意図とは関係なく相手を不愉快にさせてしまう場合がある事や、この程度の事は相手も許容するだろうと勝手な思い込みをしない事を再認識しました。

気づきからの考察・提案

近年、議会におけるパワーハラスメントの問題は社会的課題となっており、今回の研修会は、ハラスメントの防止と意識改革の為に大きな意義深いものであったと思います。どんな場合でも人格を否定するような言動や、威圧的な発言はパワハラになるので、言葉や行動は議員として自覚し責任を持つことが重要と考えます。

私たち議員は、住民の代表として大きな発言権と影響力を持っています。

しかし、その一方で自らの言葉が周囲にどのような影響を与えているかを、十分に自覚しなければならないと思います。

議会における追及や指摘は、政策を質し、行政を前に進めるために議員として私は必要と思います。しかし、その目的が改善のはずがいつの間にか感情的や威圧的な発言になってしまえば、それは道筋から逸脱していると思います。

議員と職員の関係は、形式上は対等であっても、実質的には非対称性があると思います。その重みを自覚することが、私たちの責任だと思っています。

萎縮する職場からは新しい提案や発想は生まれません。

私たち議員は、村民の立場になり政策を建設的に議論し、節度ある言動を徹底すべきであると考えます。

本報告については、湯川村ホームページにて公開しますのでご了承ください。